

## 1. 国保運営方針の位置付け

○ **都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。**

※1 都道府県は、あらかじめ連携会議で市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経て、**地域の実情に応じた国保運営方針を定める。**

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ国保運営方針のガイドラインを作成し、都道府県へ示す。

### ■ 主な記載事項

#### 〈必須事項〉

(1) 国保の医療費、財政の見通し

(2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項

・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等

(3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等

(4) 保険給付の適正な実施に関する事項

・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

#### 〈任意項目〉

(5) 医療費適正化に関する事項

・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等

(6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

## 2. 国保運営方針策定のねらい

### (1) 市町村国保の現状と課題

○ 国保には、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定になりやすい等の**財政運営上の構造的な課題**や、市町村ごとに事務処理の実施方法にばらつきがある等の**事業運営上の課題**がある。

○ こうした課題に対し、これまで、公費投入、保険者間での財政調整、保険者事務の共通化・共同実施・広域化などによって対応してきたが、いまだ十分とはいえない。

### (2) 改正法による国保の都道府県単位化

○ こうした現状を改善するため、国民健康保険への**財政支援の拡充**を行うとともに、平成30年度から、**都道府県が、国民健康保険の財政運営の責任主体**として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

### (3) 国保運営方針の必要性

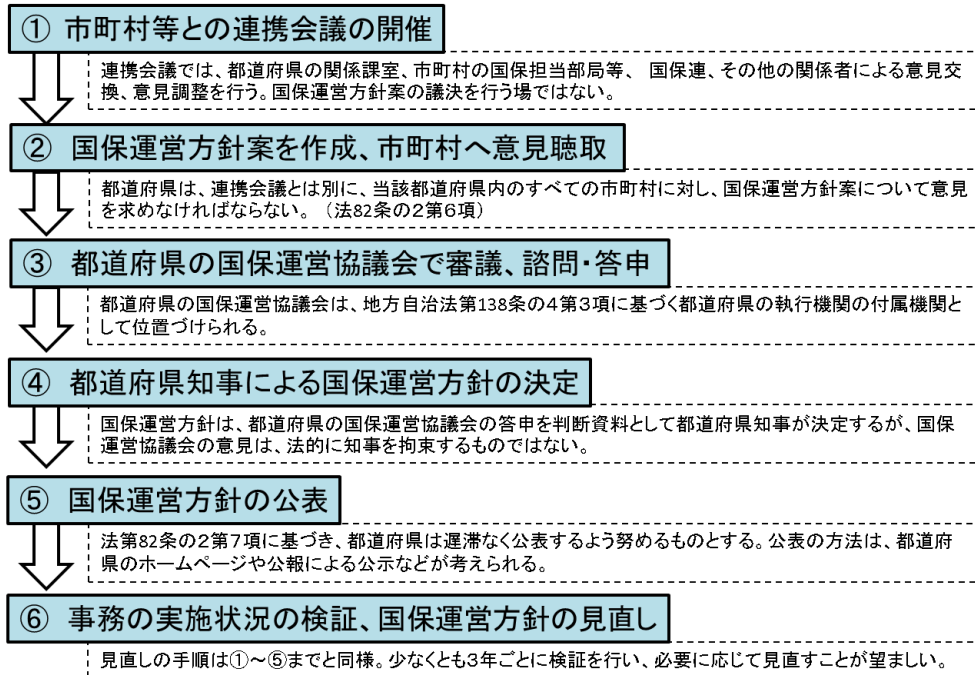
○ 新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体となるほか、**市町村においても、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。**

○ そこで、新制度においては、**都道府県とその県内の各市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進**できるよう、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要がある。

※ 改正法の施行日は平成30年4月1日であるが、改正法附則第7条において、都道府県は、施行日の前日までに国保運営方針を定めることとされている。このため、各都道府県においては、地域の実情に応じ、市町村等との連携会議や国保運営協議会を前倒しで設置して検討を行うなど、国保運営方針を定めるための準備を速やかに行い、平成29年度内に策定していただく必要がある。

### 3. 国保運営方針の策定手順

- 国保運営方針の策定に当たっては、①都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有すること、②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聴くことが重要であり、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。



## 富山県国民健康保険運営方針の記載項目(案)について

### 第1 基本的な事項

- 1 策定の目的
- 2 策定の根拠規定
- 3 策定年月日
- 4 対象期間

### 第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方
- 3 赤字解消・削減の取組、目標年次等
- 4 財政安定化基金の運用
- 5 PDCAサイクルの実施

### 第3 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

- 1 現状
- 2 標準的な保険料(税)算定方式
- 3 標準的な収納率
- 4 激変緩和措置

### 第4 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

- 1 現状
- 2 収納対策

### 第5 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

- 1 現状
- 2 県による保険給付の点検、事後調整
- 3 療養費の支給の適正化に関する事項
- 4 レセプト点検の充実強化に関する事項
- 5 第三者求償や過誤調整等の取組強化に関する事項
- 6 高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項

### 第6 医療費の適正化の取組に関する事項

- 1 現状
- 2 医療費の適正化に向けた取組
- 3 医療費適正化計画との関係

### 第7 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

### 第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

### 第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

- 1 関係市町村相互間の連絡調整等